

	番号	業務名	議題 (簡潔に)	該当箇所 (対象資料、頁番号及び項目番号)	確認事項の詳細	水準との 適合	回答
パート1 保守管理・ 修繕更新業務	4	施設整備	点検・保守・修繕用の資器材倉庫	各部門、倉庫	施設整備にて、要求水準に基づき、B1に機材倉庫配置を検討していますが、維持管理企業の資器材倉庫(約40㎡程度必要)として専用使用できるでしょうか。	△	病院機構としての資器材倉庫の提案は認めます。当該倉庫に維持管理企業の資器材を保管することは可能ですが、SPCが専用することは認めません。
	5	1 建築物保守・点検、修繕・更新業務 2 建築設備保守・点検、修繕・更新業務	保守・点検、修繕・更新時の、病院機構の職員の立会い	業務要求水準書、P61～64、P61:「1 建築物保守・点検、修繕・更新業務」、P62:「2 建築設備保守・点検、修繕・更新業務」	保守・点検、修繕・更新に際し、建物内作業時には、病院機構の職員の方の立会いをお願いしたい。(作業時ドライバー等の工具を持ち込むため、第三者の監視が望ましい。)特に、医療観察病棟の建物内作業時には、綿密な事前の打合せと、立会いをお願いしたいと思っております。	△	時と場所、状況により立会いが必要と病院機構が判断した場合には立会います。
	6	2 建築設備保守・点検、修繕・更新業務	機器・備品リスト、調達備品リスト、AV設備 機器リストは、設備保守・点検、修繕・更新業務の対象外	業務要求水準書、P63:「(2)対象設備」、質問回答、【資料5】事業契約書に対する質問回答、No1、	事業契約書に係る質問回答(No1)で、物品管理業務は、別途委託するとの回答があります。今回病院機構として、調達される、【別添資料5】機器・備品リスト、【別添資料6】調達備品リスト、【別添資料7】AV設備 機器リストは、設備保守・点検、修繕・更新業務の対象外と判断しております。	×	業務要求水準書別添資料7に記載するAV設備は対象となります。
パート2 医事業務関連	10	医事業務	小遣い金システムの調達	要求水準書P84 要求水準書質疑回答No.162 別紙4	小遣い金システムの調達費は施設整備業務費用相当額または維持管理医療関連サービス業務等費用のいずれに含まれるのでしょうか。また施設整備業務費用相当額に含まれる場合は一括払い(第1回・第2回)または割賦支払いのどこに計上すれば宜しいですか。	—	病院としては、小遣金システムについて、SPCが現行システムより簡便、かつ、効率的なシステム構築を極めて小額で実施できると想定していましたが、種々勘案した結果、病院機構で設置することとします。修正は【別紙1】を参照してください。
	12	医事業務	電子カルテ導入後の運用	業務要求水準書(案)に対する質問回答 No. 38	電子カルテ導入について、「3月に本格稼動することを予定しています」とありますが、本格稼動とは、紙カルテ運用(臨時紙カルテの在庫は除く)はないという理解でよろしいでしょうか。	×	電子カルテシステムが導入されても、現在の紙カルテの内容を電子カルテへ移し換えしません。そのため、新病院開院時の再診患者の診察に当たっては、SPCはカルテ室に保管されている従前の紙カルテをその都度出してくる必要があります。業務内容はカルテ取り出し、診療室への搬送、回収、保管庫への収納を想定しています。なお、再診患者は再来診察により、2か月で90%以上の患者が紙カルテを見ないで診察できるものと想定していますので、2か月分の業務量を見込んでください。
	13	医事業務	電子カルテ稼働時間	業務要求水準書(案)に対する質問回答 No. 95	電子カルテ365日24時間稼働について、「電子カルテシステムについては、導入に向け21年度に導入準備委員会(仮称)を設置し検討する予定です。」とありますが、具体的な運用のご提示がありません。時間外・休日の診療費精算において、後日精算をお考えということであれば、電子カルテを24時間稼働する必要はないという理解でよろしいでしょうか。	×	電子カルテシステムは24時間365日稼働を想定していますが、実際の操作・運用は病院職員が行います。事務当直担当者は、時間外・休日等に患者が来院した場合、医事会計システムを利用して来院履歴を確認すると共に、来院履歴がない新規患者の場合は、必要最小限の患者基本情報(氏名・性別・生年月日)を医事会計システムに登録し、カルテ番号を作成する業務が想定されます。これらの作業は、簡単かつ件数もごく僅かであると考えています。事務当直担当者に診療費精算を行わせることは想定していません。事務当直担当者の実際の運用にあたっては、マニュアルに基づき実施研修を行う予定です。
	15	事務当直業務(医事業務)	鍵の開閉、薬局の鍵の開閉	業務要求水準書P83第3.4 (1)⑤事務当直業務	具体的な業務実施時間及び頻度(回/日)を御教示下さい。	—	土・日・夜間における諸室の鍵の開閉実績は次のとおりです。 H21年2月は40回、H21年3月は34回、H21年4月は26回、H21年5月は50回(1回～2回/日)です。開閉時間は患者の状況等によりまちまちです。
	16	事務当直業務(医事業務)	患者やその家族の対応、患者登録	業務要求水準書P83第3.4 (1)⑤事務当直業務	実施日時内においては紙ベースでの一次処理で対応可能でしょうか？	×	新番号13を参照してください。
17	事務当直業務(医事業務)	訃報や弔電の作成	業務要求水準書P83第3.4 (1)⑤事務当直業務	過去実績に基づき、実施日時内において想定される一か月当たりの件数(件/月)を御教示下さい。また業務開始前にてマニュアル等による研修は可能でしょうか？	○	土・日・夜間における訃報や弔電の作成について、実績件数は5件～10件/年程度です。	
18	電話交換業務(その他業務)	外部からの電話の取次ぎ	業務要求水準書P88第4.1. 電話交換業務	平日の17時30分～翌8:00、休日の8:00～翌8:00時間帯は警備業務と兼務して行うよう検討しています。業務としてはあくまで外部からの電話を病院職員様への取り次ぎのみとの理解でよろしいでしょうか。	○	原則としてお示しのとおりですが、(取り次ぎ先のない)苦情電話などにも対応していただきます。対応は、病院機構の指示に基づき実施していただきます。その際の、対応方法に係る責任は病院機構が負います。	

	番号	業務名	議題 (簡潔に)	該当箇所 (対象資料、頁番号及び項目番号)	確認事項の詳細	水準との 適合	回答
パート2 医事業務関連	20	賃貸借料	電話交換室	事業契約書案 P22 第3章 10	「乙は、本件病院施設等において利便サービス提供業務を行うに当たり、必要に応じて、本件病院施設等について甲と別紙[7]に定める様式の賃貸借契約を締結し、甲に対し、定められた賃料を支払う。」とありますが、電話交換室に係る賃借料については、免除と理解してよろしいでしょうか。	○	業務要求水準書60頁に記載しておりますように、利便サービス提供業務を除き施設使用料は徴収いたしません。
	21	病院機構業務	地域医療連携業務	業務要求水準書 付属資料Ⅲ 諸室シート P24	地域医療連携室において、(1)部屋の用途 PSW(精神保健福祉士)及び訪問看護の執務室に利用するとありますが、 ①用途目的より、地域医療機関からの紹介患者対応より、医療相談及び在宅対応を中心に行うとお考えでしょうか。 ②本来の地域医療連携室の役割である増患対策を目的とした地域医療機関への積極的な広報活動等はお考えでしょうか。 ③地域医療連携室業務に係る患者受付・対応及び事務作業に関しては、病院機構が担うという理解でよろしいでしょうか。	○	①についてはお示しのとおりです。 ②一部インターネットを通じた空床情報等を、毎日流しています。医療情報との関連はありません。 ③についてはお示しのとおりです。
パート3 各種業務	22	食事提供業務	情報の開示をお願いします	業務要求水準書P71	現在の献立表をご教示いただけますでしょうか	—	[別紙2]を参照してください。
	23	食事提供業務	情報の開示をお願いします	業務要求水準書P71	現状の個別対応の具体例とおおよその人数をご教示いただけますでしょうか	—	厨房では主に除去食を調整、現在、15人程度です。青魚、エビ、カニ、卵、豚肉、和そば等を除去または別材料に入れ替え調整しています。また、精神科特有の心因性と思われる除去食にも対応しています。配膳室では主に主食の量と料理の大きさ(たとえば一口大になど)に各病棟110人程度対応しています。中央配膳方式ではその一部は約束食事箋に吸収できると考えます。
	24	食事提供業務	情報の開示をお願いします	業務要求水準書P60、P72	直近3年間の水道光熱費、残滓処理費の処理費用実績をご教示いただけますでしょうか	—	現在、給食施設には子メーターを設置していないので数量3年間の水道光熱費は不明です。 残滓処理費用は18年度、19年度ともに約180万円となっています。
	26	食事提供業務	現在の運用方法をご教示願います	業務要求水準書P71	食札は毎食すべての食種を打ち出しているのでしょうか	—	現在、食札は使用していません。新病院では患者の食事情報及び食事(料理)内容が明確で、かつ衛生的なものを使用したいと考えています。
	27	食事提供業務	現在の運用方法をご教示願います	業務要求水準書P71	配茶業務はどのように行われているのでしょうか。	—	現在の配茶は委託業者が食事前及び入眠前の4回、病棟内で準備(沸かし置き)しています。保護室や個室の配茶については、委託業者がペットボトルに入れ置きし、病院職員が各室に配茶しています。なお、新病院では、SPCが厨房でお茶を調整し、決められた時間(食事前及び入眠前の4回)に湯飲み茶碗と共に病棟に届けていただくシステムを考えています
	28	食事提供業務	現在の運用方法をご教示願います	業務要求水準書P71	食数管理は食事伝票、オーダーリングのどちらでしょうか。また、病院再整備後はオーダーリングシステムにより食事オーダーができるのでしょうか	○	現在は食事伝票をもとに食数管理をしていますが、新病院では、オーダーリングシステムを考えています。
	30	食事提供業務	薬価取扱の経管栄養食、栄養補助食品の発注、管理等は費用も含め病院機構様と考えてよろしいでしょうか	業務要求水準書P71	薬価取扱の経管栄養食についての発注管理等は費用も病院機構側と理解してよろしいでしょうか。また、栄養補助食品についても同様と考えてよろしいでしょうか	—	薬価取扱の経管栄養食(正確には「経腸成分栄養剤」と呼びます。)は医薬品になりますので、記載のとおり病院機構側の管理になります。 薬価取扱以外の経管栄養食や栄養補助食品はSPCの発注管理、費用負担となります。詳細は[別紙3]を参照してください。
	31	食事提供業務	災害備蓄品について、備蓄場所はお示しいただけるのでしょうか。また、賞味期限が切れる前に食材として使用してもよろしいでしょうか	業務要求水準書P74	災害備蓄品について、備蓄場所はお示しいただけるのでしょうか。また、賞味期限が切れる前に食材として使用してもよろしいでしょうか	—	備蓄場所については、適切な場所をご提案ください。また、備蓄品の使用については、賞味期限内で品質に問題がなければ使用してかまいません。
32	食事提供業務	災害備蓄品について、内容については提案とありますが、必須品目及び必須量等の基準がございましたらご教示下さい	要求水準書P72 090430質疑回答(要133)	災害備蓄品について、内容については提案とありますが、必須品目及び必須量等の基準がございましたらご教示下さい	—	普通の食事(主食、副食、汁)に近い形態をお願いします。水は調理用以外に飲用水(飲料水、薬水等)を患者1人1日当たり1.5ℓが必要とされます。	

	番号	業務名	議題 (簡潔に)	該当箇所 (対象資料、頁番号及び項目番号)	確認事項の詳細	水準との 適合	回答
パート3 各種業務	33	洗濯業務	感染症リネン、寝具の一次処理の扱いについて	資料2.業務要求水準書に対する質問回答p.9	感染症リネンが発生した場合の一次処理は原則各病棟で行い、その後密閉容器などに入れて布団洗浄室等に保管し院外洗濯に出すことを想定していますが、とありますがその一次処理は各病棟にてどのように消毒されるのでしょうか。	—	感染力リネンの発生件数は極めて少なく、一次処理については感染症の種類にもよりますが、病棟内の汚物処理室において、一般的には感染症リネン類のふき取り、消毒を行います。
	39	6 植栽管理業務	植栽管理業務に係る「建設用地」内の管理対象の範囲	業務要求水準書、P69～70、P70;「(2)対象」	植栽管理業務の対象として、「建設用地」内に存する一切の植栽となっておりますが、質問回答【別紙3】既存樹木の状況で示されている、管理対象として記載されている、リスト番号1～26の樹種と解釈しております。 既存の記載外の樹木は、自然林(天然林)と理解しております。 よって、今回の植栽管理業務の対象は、新規に整備された植樹と、既存樹木として【別紙3】で示された範囲との解釈でよろしいでしょうか。	×	既存樹木は、別紙3に示す樹木に限定されるものではありません。 法面の樹木等については、植栽した樹木等とは管理のレベルが異なると考えますが、要求水準では区別しておりません。斜面の樹木等は必ずしも水やりや剪定が必要ではないと考えられます。管理が不十分で隣地に影響するような事態が発生することがないよう管理してください。 なお、修正は【別紙1】を参照してください。
	40	警備業務	出入管理	業務要求水準書 P67 III 第2 5 (1) ③	「上記以外の来院患者の出入管理」とありますが、①参考人数、②業務内容をご教示願います。	—	外泊者・外出者・物品搬入業者などの管理です。特段の管理は想定しておりません。不審者等の確認をしてください。
	42	警備業務	出入管理	業務要求水準書 P69 III 第2 5 (5) ア	面会者数・外泊者数・外出患者数・通学者数において、本館棟、児童思春期棟別の実績をご教示願います。	—	H20年12月～H21年5月までの実績は【別紙4】のとおりです。
パート4 独立採算業務	43	仮設売店	仮設売店の施設使用料	要求水準書P90	平成23年1月1日から開始する仮設売店の施設使用料は免除との理解で宜しいでしょうか。	×	仮設売店についても、1㎡あたり年額8.5千円の施設使用料を徴収します。
	44	売店業務	売店の使用料	要求水準書P90	売店内に患者の利便性向上を図るために売店内にてイートイン部分を確保した場合、売店部分とイートイン部分を明確に区分けることによりイートイン部分についての使用料は免除いただけないでしょうか。	△	売店外の屋外に飲食スペースを設ける場合のみ、当該屋外スペースの施設使用料を免除します。
パート5 事業契約書関連	50	施設整備業務費用相当額	施設整備業務費用相当額が増額された場合の措置	事業契約書別紙10 事業契約書第22条 090430質疑回答 事業契約書案No.49	施設整備業務費用相当額が病院機構の事由により増額された場合、増額分の調達は現時点では想定していないとの回答でしたが、施設整備段階において設計変更が生じた場合は事業契約書第22条(設計変更による施設整備業務費用相当額等の調整)に基づき進められるとの理解で宜しいですか。	○	設計変更により、費用の調整に関する協議の後でも施設整備業務費用等が調整前の金額を超える場合については、お示しのとおり、事業契約書第22条により手続きを行います。
	51			事業契約書案 別紙9 3 維持管理・医療関連サービス業務等実施段階 (3) 要求水準が満たされていない場合の措置 イ 改善要求措置及び減額措置	・モニタリングによる減額は、改善要求措置の対象となった業務とSPC経費等から減額が行なわれますが、減額は最大で改善要求措置の対象となった業務に関わる対価の満額とSPC経費等の一部までとの理解でよろしいでしょうか(対象業務に係る対価以上の金額の減額となると、他の業務のサービス対価の支払に影響を及ぼすことになるため)。 ・SPC経費についても改善要求措置の業務と直接関係する費用が減額対応されるかの理解でよろしいでしょうか。(銀行エージェンツフィーや金融費用・SPCが独自に付保する保険・リース費用・弁護士等のコンサルフィー・公認会計士及び税理士費用・経理事務費等は除外されると考えます) ・供用開始後の減額措置は、「施設整備業務費用相当額」のサービス対価の支払に影響を及ぼさない(減額しない)との確認をお願いします。	—	1点目について、複数の異なる事象について改善要求がなされる場合、当該業務対価の100%を超えることも、理論的にはありえますが、この場合でも減額は改善要求措置の対象となった業務にかかる対価およびSPC経費を上限とします。修正については【別紙1】を参照してください。 2点目について、初期投資の資金調達にかかる費用や本事業の立ち上げにかかる初期投資費用については、「その他(融資組成手数料その他初期投資費用)」の欄に計上してください。保険料、リース費用、毎年の経理事務費等SPCの運営にかかる経費は「SPCの運営経費等(SPCの運営費用及び一般管理費等)」に計上してください。この「SPCの運営経費等」は、すべてが減額の対象となります。 3点目について、お示しのとおりです。

	番号	業務名	議題 (簡潔に)	該当箇所 (対象資料、頁番号及び項目番号)	確認事項の詳細	水準との 適合	回答
パート5 事業契約書関連	52			事業契約書案 別紙10 2 対価の支払方法 (1)「施設整備業務費用相当額」 ア事業年度払い (ア)	「当該事業年度に係る甲による国庫負担金の申請に基づき国が決定した負担金の金額を限度として行なわれ、かかる限度額を超える支払については、翌事業年度払いにおいて行なわれるものとする」とありますが、 ①当該事業年度の国庫負担金の金額が決定するタイミングをご教示下さい。 ②限度額を超える支払は翌事業年度払いとなりますが、最終的にはH24年度分の支払時点で事業年度払いで支払われる対価の総額が支払われるとの理解でよろしいでしょうか(H25年度以降に繰り越さない)。 ③国の国庫負担金支出状況に応じ、事業者側に利息等の増加費用が発生する可能性がありますので、年度ごとの想定限度額をお示しください。 ⇒各事業年度払いで支払われる対価の総額は不変であり、各事業年度払いの額、一括払いの総額も事業契約締結時点で確定するとの理解で問題ないでしょうか。	—	①について、国に申請した負担金の支給額は、対象となる施設整備業務を実施した事業年度の翌事業年度の5月に決定します。 ②について、国庫負担金の限度額を超える支払がなされる「翌事業年度」とは、国庫負担額が決まった事業年度の翌事業年度を意味します。したがって、23年度の施設業務の支払額は24年5月に決定することになり、仮に国庫負担金の限度額が申請額を下回った場合、その差額は25年度の5月に支払われることとなります。また、平成25年度中にも施設整備業務が発生するため、最終の支払いは平成25年度の途中で発生することが想定されます。平成24年度に発生した費用のうち、負担金の限度額を超える部分の支払については、平成25年度中の業務に関する完成確認を終えた後、平成25年度中の業務の支払額に合わせて支払われることとなります。 ③について、各事業年度の想定限度額は提案による金額がベースとなります。具体的には、様式5-2(入札価格内訳書)の「施設整備業務費用 合計」となります。施設整備業務費用の各年度払いの額の算出方法は、事業契約書(案)の別紙9によりますが、建設業務費用および解体撤去業務費用については10分の9が限度額となります。各年度の建設業務費用および解体撤去業務費用の10分の1は、最終年度である25年度の業務の支払額と合わせて支払うこととなりますので、当該費用部分が25年度の提案業務金額に上乗せされて国庫負担限度額の想定額となります。 なお、当該金額は、設計変更や物価改定等により変更される可能性があります。
	53			事業契約書案 別紙10 2 対価の支払方法 (1)「施設整備業務費用相当額」 ア事業年度払い (ア)	「～完了した医療観察病棟に係る各業務の出来高額に応じた費用以内の額(但し、～)」とありますが、 ①出来高額に応じた全額が支払われない可能性があるということでしょうか。 ②その場合、金額はいつの時点で確定するのでしょうか。	—	①について、お示しのとおりです。事業者は、[各事業年度12月末]までに各事業年度末までの出来高額の見込額を報告し、その金額(うち建設業務及び解体撤去業務費用についてはその90%の額)を基に、病院機構は国庫負担金の申請をします。さらに、申請に基づいて国が決定した額が、最終年度を除く各事業年度の出来高額として支払われることとなります。 ②について、新番号52の回答を参照してください。
	54			事業契約書案 第93条 第1項	「～本件病院施設等の出来形部分が存在し、当該出来形部分を解除の後に利用するときには、～」とありますが、 ①当該出来形部分を解除の後に利用しないことがあるのでしょうか。 ②解除の後に利用しないこととなった場合、出来形の買取が行なわれないということでしょうか。 ③出来形とは、施設整備業務に含まれる様々な業務を含むものとし、建設工事によるもののみならず、契約業務・資金調達業務・SPC運営業務・調査設計業務・工事監理業務についても業務履行の出来形確認の対象になるとの理解でよいでしょうか。	—	①について、93条に示すように、原状回復することが妥当と合理的に判断した場合は、出来形部分を利用しないこととなります。 ②について、乙の責めにより契約解除となった場合で、出来形部分を利用しないときは当該出来形については買取らないこととなります。 ③について、お示しの業務は基本的に出来形確認の対象となると理解しておりますが、最終的な判断は出来形確認時に行われます。
	55			事業契約書案 第93条 第1項	「甲は、本件土地を原状回復することが妥当と合理的に判断した場合、～」とありますが、 ①甲が原状回復を選択した場合、出来形の買取が行なわれないということでしょうか。 ②事業着手前など時期によっては、原状回復の選択に合理性はあるものと考えますが、その他原状回復を選択し得る合理的な理由や状況を、可能な範囲で具体的にお示しください。	—	①について、新番号54を参照してください。 ②について、例えば、基礎工事のための掘削中などで、現状のままにしておくことが危険である場合などは原状回復を選択する典型例の一つになると考えます。
	56			事業契約書案 第93条 第2項	違約金等は、違約罰であり損害賠償の予定額という理解でよいでしょうか。	—	事業契約書案第93条第2項の「前二条に定める違約金等」は、いずれも違約罰ですが、そのうち、同第91条第1項に定める違約金は、いわゆる損害賠償の予定ではなく、同条第2項に明示するとおり、機構がSPCの責に帰すべき事由に基づく損害額が同条第1項の違約金の額を超過することを証明した場合には、SPCは機構に対して当該超過額を追加的に損害賠償金として支払う必要があります。これに対し、事業契約書案第92条に定める賠償金は、損害賠償の予定であり、従って、機構が別途、SPCの独占禁止法違反に基づく損害額が予定された賠償金額を超過することを証明して、追加的な賠償金をSPCに請求することを予定するものではありません。
57			事業契約書案 第93条 第2項	相殺は行わず、直接SPCに対して請求する建て付けとして頂けないでしょうか。	×	確実な支払いを担保するため相殺は必要であると考えています。	

	番号	業務名	議題 (簡潔に)	該当箇所 (対象資料、頁番号及び項目番号)	確認事項の詳細	水準との 適合	回答
パート5 事業契約書関連	58			事業契約書案 第100条 第1項	「～本件病院施設等の出来形部分が存在し、当該出来形部分を解除の後に利用するときには、～」とありますが、 ①当該出来形部分を解除の後に利用しないことがあるのでしょうか。 ②解除の後に利用しないこととなった場合、出来形の買取りが行なわれないということでしょうか。 ⇒法令変更(不可抗力)に起因する契約解除に関し、発注者が解除後出来形部分を利用するかしないかは、事業者にとって関係ありません。そのようなリスク負担を事業者が負うことはできません。	—	①について、新番号54の回答を参照してください。 ②について、解除の後に利用しない場合、出来形の買取りを行わない場合があります。なお、この場合は、事業契約書案第100条第3項において、出来形の買取りに替えて、解除時までに行った事業の対価(ただし、解除に伴い機構が事業者から受け取るべき金額から当該法令変更により事業者が受け取る一切の保険、保証及び補償金額(ただし、機構が事業者に支払う解除に起因する合理的な追加費用を除く。)の合計額を控除する。)を支払うこととしています。更に、原状復帰にかかる費用については病院機構の負担となります。また、不可抗力による契約解除の場合には、事業契約書案第105条において第100条は準用されることとなります。
	59			事業契約書案 第100条 第1項～第3項	「保証金額」は具体的にどのようなものを指すのでしょうか。	—	「一切の保険、保証及び補償金額」は、事業契約書案第100条第1項及び第3項において、対価から控除すべき項目を網羅的に列挙したものであり、補償金額について特に具体的に想定するものではありません。あえて挙げれば、法令変更の際に国や大阪府がSPCに補償を行う場合においてSPCが受領する金額、等が該当します。
	60			事業契約書案 第77条	本件要求水準又は業務範囲の変更は、引き渡し後における施設整備業務は対象にならないとの理解でよろしいでしょうか。(引き渡し前の変更は、設計変更として処理されるのでしょうか)	×	事業契約書案第77条に基づく本件要求水準又は業務範囲の変更は、形式的には、引渡しの前後を問わず、施設整備業務も対象としています。したがって、施設の引渡し後に発生する備品調達業務及び移転引越業務が同条の変更の対象になるほか、極端な例ですが、設計段階における技術革新等によりSPCに建設・解体業務を行わせることが不適切になった場合に建設・解体業務が業務範囲から除外されることや、引渡し後に施設についての要求水準が変更され、(対価の増額の提案とともに)施設の増築に伴う設計・建設業務が追加されることも想定されます。
	61			事業契約書案 第78条	「本件要求水準又は業務範囲の重大な変更による解除」で解除対象となる業務に、備品調達業務以外の施設整備業務は解除の対象にならないとの理解でよろしいでしょうか。 万が一、施設整備業務も解除の対象となる場合、出来形の買取りはどのように行われるのでしょうか。	○	施設整備業務についても対象になります。施設整備業務が解除された場合は、事業契約書案第93、同第94、同第100条及び同第105条により出来形分の買受け等がされることとなります。
	62			事業契約書案 関連条項	万が一、貴病院機構の滞責事由、法令変更及び不可抗力に基づき、貴病院機構が追加費用を負担する場合の追加費用に、金融関連費用(ブレークファインディングコスト、金利スワップブレークコスト等)が含まれ、貴病院機構にご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	○	お示しのとおりです。
	63			事業契約書案 第87条	運営期間において、事業者の滞責事由に基づく債務不履行により契約解除となった場合、本施設についての施設設備費相当額は従前の解除前の支払いスケジュール通り、元金及び利息を事業者に対して支払うとの認識で間違いありませんでしょうか。	○	お示しのとおりです。
パート6 今後の予定	64	入札	第2回目の対話等の予定	090430質疑回答別紙1	今回の対話の回答に対し、追加的な確認事項や質問事項が出た場合に再度対話の開催、もしくは質疑回答の機会を設けていただきたくお願い申し上げます。	○	提案を作成する上で生じる疑問等に対応するため、8/10(月)に質問等を受け付けます。様式は、近日中に当機構ホームページに掲載しますので、参照してください。
	65	入札	プレゼン・ヒアリングの内容 事前に知らせる 予定	入札説明書P16 090430質疑回答 入札説明書No.14	プレゼンテーション・ヒアリングの実施について ヒアリング方式、必要資料、日時等いつ頃 お示ししていただけるのでしょうか。	—	10月下旬にプレゼンテーションの機会を設けることを予定しております。詳細については、開催日の約1か月前に公表します。

注) ○: 確認事項の内容が、要求水準に適合しているもの
△: 確認事項の内容が、一部要求水準に適合しているものの、すべては適合していないもの
×: 確認事項の内容が、要求水準に適合していないもの
—: 確認事項の内容が、要求水準に「適合している」「適合していない」では回答できないもの